

令和7年度6月分

産業・観光関係

件 名	火入れに関する条例について
内 容	白井市火入れに関する条例（昭和59年12月21日条例第24号）について、条例の文中にある異常乾燥注意報は、1988年（昭和63年）4月1日から乾燥注意報に変わっています。確認してください。条例は昭和63年に改正されずに現在まで続いています。 また、強風注意報、乾燥注意報は気象庁（銚子地方気象台）が発表します。火災警報は市長が発令します。条例の表記はこのままで良いのでしょうか。
回 答	「乾燥注意報」という表現に変更された経緯を確認したうえで、条例改正について検討したいと考えています。 （関係課：産業振興課）